

## 裁量ペナルティーのポリシー

### 1、裁量ペナルティーの方式の概要

- ・裁量ペナルティー方式を採用していないレースにおいては、プロテスト委員会は、抗議が出されたインシデントに対しては、「ペナルティーなし（0%）」か「失格（100%）」のどちらかを決定する。
- ・他方、裁量ペナルティー方式を採用したレースにおいては、プロテスト委員会は、抗議が出されたインシデントに対して、RRS や事前に決められた条件、手順に従って0%~100%の間でペナルティー決定して、艇に科すことができる。

### 2、本レースでの裁量ペナルティーの取扱方針

- ・プロテスト委員会がペナルティーを決定する裁量権を持つ場合、そのペナルティーの範囲は「ペナルティーなし」から「DNE（除外できない失格）」にまで及ぶ。
- ・裁量ペナルティーは単純な標準ペナルティーではない。ペナルティーは、一貫性を保ちながら、正当と思われるように調整される。特定の違反行為に対するペナルティーの出発点を決定し、その上で状況に応じて増減するというものである。
- ・プロテスト委員会は、運用に際して本文書を手引きとして使用する。

### 3、裁量ペナルティーの運用

(1) 対象となる違反の範囲は、RRS 第2章、RRS31 以外とする。

(2) 本レースでは、艇の得点を加算する方法とする。

- ① 加算する得点は **基準値 × ペナルティー値（乗数値）** により算出する。（小数点以下を切上げた整数とする）
- 乗数値は、ペナルティー表（表1、表2）とバンド表を用いて決定する。
  - 基準値は、各クラスの参加艇数に基づく DNF 得点とする。

- ② よって、ペナルティーを科された艇の得点は、  
「修正所要時間に基づく順位に相当する得点」と「ペナルティー得点」を加えた合計となる。  
但し、合計得点は、DNF 艇の得点より悪くなることはないものとする。

- ③ ・違反が艇の性能に影響した場合、ペナルティーはその日帆走したすべてのレースに課せられる。  
但し、抗議が全てのレースに有効な場合に限る。
- ・違反が艇の性能に影響していないが、特にレース管理上大きな影響がある場合は、RRS64.1 に基づきペナルティーはそのインシデントに時間的に最も近くで帆走したレースに課される。

#### (3) 得点の計算例

設定条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参加艇数は10艇 → 基準値11点となる（DNF相当点）</li> <li>・DNF艇あり → 加算後の得点の上限が決まる</li> <li>・プロテスト委員会 → 適用するバンドを「3」とし、ペナルティー値を50%と決定</li> <li>・加算する得点 → 小数点以下を切上げた整数とする。</li> </ul>													
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 15%;">順位得点</th> <th style="width: 15%;">ペナルティー加算点 (基準値×ペナルティー値)</th> <th style="width: 15%;">得点合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>例1</td> <td>・1位艇の場合 1点</td> <td>+ 6点</td> <td>= 7点</td> </tr> <tr> <td>例2</td> <td>・7位艇の場合 7点</td> <td>+ 6点 (11点×50%=5.5を切上)</td> <td>= 13点 但し、DNF艇より悪くしないので11点</td> </tr> </tbody> </table>		順位得点	ペナルティー加算点 (基準値×ペナルティー値)	得点合計	例1	・1位艇の場合 1点	+ 6点	= 7点	例2	・7位艇の場合 7点	+ 6点 (11点×50%=5.5を切上)	= 13点 但し、DNF艇より悪くしないので11点	
	順位得点	ペナルティー加算点 (基準値×ペナルティー値)	得点合計											
例1	・1位艇の場合 1点	+ 6点	= 7点											
例2	・7位艇の場合 7点	+ 6点 (11点×50%=5.5を切上)	= 13点 但し、DNF艇より悪くしないので11点											
得点の合計が同点となる場合も起こりうるが、この場合 TCF 値に基づき順位を付ける。														

4、ペナルティー値の決定の手順

- ① 特定された違反行為について「表1 基本ペナルティー表」と「表2 一般質問に基づくペナルティー表」を用いて適用するバンド（中央値、初期値）を判定する
- ② 「表3 バンド表」と「表4 ペナルティー値の増減、バンド変更の要否を判定する基準」に基づいて、適用するバンド内でのペナルティー値の増減やバンドの変更の要否、及び変更値を判定する。
- ③ 最終的に適用するペナルティー値を決定する。

5、ペナルティー表とバンド表

(1) ペナルティー表は、次の2つの表で構成する。

表1 SIで裁量ペナルティーが認められた特定の違反行為に対する基本ペナルティー・バンド

表2 違反行為のリストに無いもの、またはバンドが範囲表示されている違反に対しては、幾つかの一般的な質問の答えに対する一般質問ペナルティー・バンド

表1 基本ペナルティー表	適用されるバンド
・リストにない違反行為、又はバンドが表示されていない場合は、表2を参照する	
SI16 一時的なエンジンの使用	
① SIに従わなかったが、正当な理由があった	1
② SIに従って申告したが、正しい内容ではなかった	2-3
③ SIに従わなかった正当な理由がない	4
SI19 出艇申告及びリタイア	
① 出艇申告及びリタイアについてSIに従わなかったが、正当な理由がある	1
② 出艇申告及びリタイアについてSIに従わなかった正当な理由がない	2-3
③ 捜索や救助活動が開始された	4
SI24 安全規定	
① 個人用浮揚用具をSIに従って着用していなかった	1-3
② SIに定める個人用浮揚用具を艇に搭載していなかった	2-4
③ 警告されたにも拘わらず個人用浮揚用具を着用しなかった	4
SI25 無線の使用	
① レース委員会が求めたGPS端末を搭載または使用可能な状態にしなかった	1-2
② VHF無線機の使用についてSIに従わなかった	1-2
③ 使用可能な携帯電話を携帯しなかった	2-4

表2 一般質問に基づくペナルティー表	適用されるバンド
・表1にリストアップされていない場合、又は表1が複数のバンドを示している場合にこの表を用いる	
1. 違反行為が安全を脅かす可能性があったか	
① ない	1
② 可能性はあったが確実ではない	2-3
③ あった	4

2. その艇は競技上の有利を得ることができたか		
①	ない	1
②	可能性はあったが、確実ではない	2-3
③	あった	4
3. その違反行為が、セーリング・スポーツの名誉を傷つける可能性があったか 注：プロテスト委員会が、セーリング・スポーツの名誉が傷つけられたと考える場合には、他の規則が適用されない場合でも、規則 69 に基づく処置を検討すべきである。		
①	ない	1
②	可能性はあったが確実ではない	2-3
③	あった	4
4. 違反行為が損傷や傷害を引き起こす可能性があったか		
①	ない	1
②	可能性はあったが確実ではない	2-3
②	あった	4

(2) 表3 バンド表

	乗数値の範囲	初期値
バンド 1	0 - 10%	中央値 5%
バンド 2	10 - 30%	中央値 20%
バンド 3	30 - 70%	中央値 50%
バンド 4	DSQ / DNE	初期値 DSQ

(3) 表4 ペナルティー値の増減、バンド変更の可否を判定する基準

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次の質問に対する肯定的答えはペナルティーを増やすことにつながる。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1、違反行為は繰り返されたか</li> <li>2、違反行為は、判断ミスや不注意とは反対に、意図的であったか</li> <li>3、違反行為を隠そうとする試みはあったか</li> <li>4、誰かに迷惑を掛けたか</li> </ol> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次の質問に対する肯定的答えはペナルティーを減じることにつながる。 <ol style="list-style-type: none"> <li>1、違反行為は偶発的であったか</li> <li>2、違反行為には、もっともな理由又は言い訳できるようなことはあったか</li> <li>3、競技者自身により違反行為が報告されたか</li> <li>4、その艇の乗員又はサポートチーム以外の誰かが違反行為の原因となったか</li> </ol> </li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ プロテスト委員会は、ペナルティーを増減すべきかどうか決定するために、他の質問を用いる場合もある</li> </ul>

6、裁量ペナルティーを適用する判決文を記述する場合、次の記述を含める。

- ・ ペナルティー値を決定する手順に基づき、初期値を XX%と決定した
- ・ □□であるので、ペナルティーを軽減した。または、ペナルティーを軽減すべき事情はなかった。
- ・ □□であるので、ペナルティーを加重した。または、ペナルティーを加重すべき事情はなかった。
- ・ 適用するペナルティーを、その日の全てのレース、または、レース番号△△に YY%適用する。